

令和6年度鹿児島県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県の水田面積は、農林水産省耕地及び作付面積統計の令和5年度実績によると、31,400haで、県全体の耕地面積110,700haのうち28.4%を占めている。

令和5年度における水田の利用状況は、主食用米の作付面積で、15,800ha（水田面積の50%（昨年比95.2%））と減少傾向にあり、飼料用米、WCS用稲等の新規需要米及び加工用米の作付面積は6,363ha（水田面積の20.3%、昨年比107.0%）と拡大傾向にある。

なお、令和4年度実績では、調整水田等の不作付地は6,676ha（水田面積の20.6%）あり、冬期等に水田を有効利用した二毛作等の面積は7,073ha（同21.8%）にとどまっている。

このような中、主食用米については、「売れる（食べてもらえる）米づくり」を推進し、また、本県の地場産業である焼酎産業や畜産業との連携を強化しながら、焼酎麴用米（加工用米）等の生産拡大、飼料用米の団地化などによる需要に応じた米生産、野菜等の高収益作物の導入・定着による水田収益力の強化が課題である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

水田の耕地利用率は、令和4年度データで97.4%と九州平均115.5%を下回っており、特に、冬期不作地は水田面積の約6割を占め、活用が進んでいない状況である。

農業者の収益力強化を図るには、水田において主食用米より高い所得が得られる高収益作物の導入・定着を推進していく必要がある。

このため、県では、水田を活用した収益力の向上を図るため、県農業再生協議会と、市町村及び関係機関・団体とが一体となって、実需者が求める（ニーズのある）加工・業務用野菜等の高収益作物等の導入・定着に向け、栽培技術の確立を進める。

また、麦・そばなど水田での栽培で課題となる排水対策等については、試験研究の取組を各種研修会や現地検討会を活用して発信するなどし、各地域へ普及させる取組を行う。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

人口減少や高齢化の進展などに伴い、米の消費量が減少する中、農家の経営安定や生産性の高い水田農業の確立を図るためには、野菜等の高収益作物の導入・定着を図る必要がある。

水田の収益力強化を推進するには、農業従事者も減少しているため、農地中間管理事業等を活用して、担い手への農地集積・集約などを進める必要がある。

各地域においては、水稻以外の他作物の作付・定着状況を確認しながら、地域の実情に応じた畑地化を含めた「水田の有効活用」に向けた取組を進めていく必要がある。

また、地域では園芸作物等の転換作物の連作が収量低下の要因となっているため、地域での話し合い活動等による水稻と転換作物のブロックローテーションを推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

県育成の良食味品種「あきほなみ」「なつほのか」の品質・食味向上を基本に日本穀物検定協会が主催する食味ランキングで「特A」取得を推進し、これを契機とした販売拡大に取り組むとともに、高温登熟性に優れる新奨励品種「あきの舞」の実証・普及にも取り組むことで、消費者・実需者ニーズに対応した多様なおいしい「かごしまの米」づくりを推進する。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

関係機関・団体と一体となって、県内の畜産業との連携強化及び流通・利用体制の整備等による需要に応じた生産を一層推進する。取組に当たっては、産地交付金を活用するなどして、団地化や多収品種の導入など、生産性の向上や農家所得の増加を図るための取組を推進する。

また、地域段階における産地交付金を活用した耕畜連携の取組として、飼料用米の稲わら利用の取組も推進する。

イ 米粉用米

米粉用米は、国においても食料安全保障の観点から推進されており、小麦代替として、需要拡大が期待されることから、県においては、実需者との契約を基本に、需要に応じた生産を推進する。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の国内需要が減少する中、海外輸出向けなど県産米の新たな市場の開拓を図る。

エ WCS用稲

耕畜連携の取組による、需要に応じた生産を推進するとともに、団地化や多収品種の導入などを進め、生産性の向上や農家所得の増加を図る。

また、地域段階における産地交付金を活用した耕畜連携の取組として、WCS用稲への堆肥散布の取組を推進する

オ 加工用米

関係機関・団体と一体となって、県内の実需者（焼酎業者他）等との連携強化による焼酎麴用米等の生産拡大を一層推進する。

取組に当たっては、産地交付金を活用し、肥料・農薬の低減や多収品種の導入など生産性の向上や農家所得の増加を図るための取組を推進する。

また、加工用米の安定的な生産・供給を図るため、産地交付金を活用し、規模拡大による面積拡大を推進する。

(3) 麦, 大豆, 飼料作物

麦, 大豆については, 適地適作を基本に, 地域段階における産地交付金を活用し, ブロックローテーションなど団地化を図るとともに, 排水対策など生産性の向上を図る取組を推進し, 実需者ニーズに対応した生産を推進する。

また, 麦及び飼料作物については, 地域段階における産地交付金を活用し, 二毛作による作付拡大を推進する。なかでも飼料作物においては, 団地化や実需者との契約締結の推進などに取り組みつつ, 耕畜連携の取組として飼料作物への堆肥散布の取組も併せて推進する。

(4) そば, なたね

産地交付金を活用し, 二毛作による作付拡大を推進するとともに排水対策など生産性向上の取組を進めるなど, 高品質そば等の生産に努め, 実需者との契約を基本に需要に応じた生産を推進する。

(5) 地力増進作物

地域では園芸作物等の転換作物の収量低下改善に向けた土づくりが課題となっており, 地力増進作物のすき込みによる土づくりによる収量向上に努め, 各地域における転換作物の作付拡大の取組を推進する。

(6) 高収益作物

地域段階における産地交付金を活用し, 関係機関・団体と一体となって各地域の重点品目の産地づくりを推進する。

また, 産地交付金を活用し, 水田フル活用を推進するため, 集落営農法人等が裏作に野菜を作付けする取組を支援し, 高収益作物の導入・定着を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	15,800		15,471	0	15,141	0
備蓄米	—	—	—	—	—	—
飼料用米	880	0	911	0	942	0
米粉用米	12	0	14	0	17	0
新市場開拓用米	1	0	5	0	9	0
WCS用稲	4,081	0	4,107	0	4,132	0
加工用米	1,389	0	1,454	0	1,519	0
麦	254	179	291	199	329	219
大豆	314	4	275	5	237	7
飼料作物	7,157	5,172	7,198	5,394	7,240	5,617
・子実用とうもろこし	4	0	8	0	11	0
そば	593	553	660	608	727	664
なたね	2	0	6	2	9	3
地力増進作物	14	0	25	2	121	9
高収益作物	923	387	1,022	415	1,120	443
・野菜	794	380	879	408	964	435
・花き・花木	14	0	15	0	17	0
・果樹	2	0	2	0	2	0
・その他の高収益作物	113	7	125	7	137	7
その他	177	16	203	17	230	18
・さつまいも（でん粉用・加工用）	94	5	112	11	130	17
畑地化	19	0	38	0	57	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	加工用米	加工用米取組加算 （基幹・二毛作）	加工用米作付面積	（R5年度） 1,389ha	（R8年度） 1,519ha
			「たからまさり」 作付面積	（R5年度） 15.3ha	（R8年度） 16.0ha
			加工用米の単収	（R5年度） 479kg/10a	（R8年度） 483kg/10a
2	加工用米	加工用米規模加算 （基幹・二毛作）	大規模生産者の割合 （戸数）	（R5年度） 46.0%	（R8年度） 47.0%
			大規模生産者の割合 （面積）	（R5年度） 89.6%	（R8年度） 90.0%
3	飼料用米	飼料用米取組加算 （基幹）	飼料用米作付面積	（R5年度） 880ha	（R8年度） 942ha
			飼料用米の単収	（R5年度） 528kg/10a	（R8年度） 540kg/10a
4	野菜	集落営農法人等 高度利用加算 （基幹・二毛作）	集落営農における 春夏作の後作野菜 の作付面積	（R5年度） 1.4ha	（R8年度） 3ha
5	さつまいも	さつまいも取組加算 （基幹・二毛作）	水田におけるさつまいも作付面積	（R5年度） 250ha	（R8年度） 500ha
6	米粉用米	米粉用米取組加算 （基幹・二毛作）	米粉用米作付面積	（R5年度） 12.3ha	（R8年度） 16.7ha
			米粉用米の単収	（R5年度） 417kg/10a	（R8年度） 483kg/10a

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 鹿児島県

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	加工用米取組加算(基幹作)	1	23,000	加工用米	①～⑥のいずれかの取組を行うこと ①多収品種(知事特認含む)又は焼酎麴用適品種「たからまさり」の作付け ②肥料の低減化(堆肥散布, 土壌分析または生育診断を踏まえた施肥, 流し込み施肥, 育苗箱全量施肥, 側条施肥) ③農薬の低減化(温湯種子消毒, 農薬の苗箱播種同時処理, 農薬の田植え同時処理(箱施薬剤の利用含む)) ④担い手(農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者, 認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体又は地域計画の目標地図に位置付けられた担い手)が行う取組 ⑤流通コスト低減のため, 県内の最終実需者と出荷契約を締結, あるいは生産者団体等を通じて最終実需者と出荷契約を締結したもの。 ⑥生産体制の効率化(防除の作業委託)に取り組むこと(航空防除を含む)
1	加工用米取組加算(二毛作)	2	23,000	加工用米	①～⑥のいずれかの取組を行うこと ①多収品種(知事特認含む)又は焼酎麴用適品種「たからまさり」の作付け ②肥料の低減化(堆肥散布, 土壌分析または生育診断を踏まえた施肥, 流し込み施肥, 育苗箱全量施肥, 側条施肥) ③農薬の低減化(温湯種子消毒, 農薬の苗箱播種同時処理, 農薬の田植え同時処理(箱施薬剤の利用含む)) ④担い手(農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者, 認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体又は地域計画の目標地図に位置付けられた担い手)が行う取組 ⑤流通コスト低減のため, 県内の最終実需者と出荷契約を締結, あるいは生産者団体等を通じて最終実需者と出荷契約を締結したもの。 ⑥生産体制の効率化(防除の作業委託)に取り組むこと(航空防除を含む)
2	加工用米規模加算(基幹作)	1	5,000	加工用米	加工用米を1ha以上生産すること
2	加工用米規模加算(二毛作)	2	5,000	加工用米	加工用米を1ha以上生産すること
3	飼料用米取組加算(基幹作)	1	10,000	飼料用米	①～⑤のいずれかの取組を行うこと ①多収品種(知事特認含む)の作付け ②肥料の低減化(堆肥散布, 土壌分析または生育診断を踏まえた施肥, 流し込み施肥, 育苗箱全量施肥, 側条施肥) ③農薬の低減化(温湯種子消毒, 農薬の苗箱播種同時処理, 農薬の田植え同時処理(箱施薬剤の利用含む)) ④担い手(農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者, 認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体又は地域計画の目標地図に位置付けられた担い手)が行う取組 ⑤生産体制の効率化(防除の作業委託)に取り組むこと(航空防除を含む)
4	集落営農法人等高度利用加算(基幹作)	1	20,000	野菜	春夏作(主食用米とWCS用稲を除く)の後作に「野菜」を生産する集落営農経営
4	集落営農法人等高度利用加算(二毛作)	2	20,000	野菜	春夏作(主食用米とWCS用稲を除く)の後作に「野菜」を生産する集落営農経営

5	さつまいも取組加算(基幹作)	1	10,000	さつまいも	排水対策を実施すること。
5	さつまいも取組加算(二毛作)	2	10,000	さつまいも	排水対策を実施すること。
6	米粉用米取組加算(基幹作)	1	10,000	米粉用米	<p>①～⑤のいずれかの取組を行うこと</p> <p>①専用品種又は一般品種のうち県奨励品種の作付け</p> <p>②肥料の低減化(堆肥散布, 土壌分析または生育診断を踏まえた施肥, 流し込み施肥, 育苗箱全量施肥, 側条施肥)</p> <p>③農薬の低減化(温湯種子消毒, 農薬の苗箱播種同時処理, 農薬の田植え同時処理(箱施薬剤の利用含む))</p> <p>④担い手(農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者, 認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体又は地域計画の目標地図に位置付けられた担い手)が行う取組</p> <p>⑤生産体制の効率化(防除の作業委託)に取り組むこと(航空防除を含む)</p>
6	米粉用米取組加算(二毛作)	2	10,000	米粉用米	<p>①～⑤のいずれかの取組を行うこと</p> <p>①専用品種又は一般品種のうち県奨励品種の作付け</p> <p>②肥料の低減化(堆肥散布, 土壌分析または生育診断を踏まえた施肥, 流し込み施肥, 育苗箱全量施肥, 側条施肥)</p> <p>③農薬の低減化(温湯種子消毒, 農薬の苗箱播種同時処理, 農薬の田植え同時処理(箱施薬剤の利用含む))</p> <p>④担い手(農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者, 認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体又は地域計画の目標地図に位置付けられた担い手)が行う取組</p> <p>⑤生産体制の効率化(防除の作業委託)に取り組むこと(航空防除を含む)</p>